## 武蔵村山市立第五中学校部活動運営規定

### 1 部活動の性格

- (1) 保護者の承認を得た希望生徒が参加し、指導顧問のもと、共通の趣味や関心をもつ生徒をもって組織する。
- (2) 学年や学級をはなれて共通の興味や関心を追求する活動である。
- (3) 活動内容は、文化的活動、体育的活動である。
- (4) 活動内容は、教育課程以外ではあるが、教育活動の一環とする。

### 2 部活動の目標

- (1) 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに体力の向上を図り、 生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・成就感を身に付ける。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深める。

### 3 部活動のねらい

- (1) 共通の興味や関心の追求を通して、楽しく豊かな共同生活を営む態度を養う。
- (2) 互いに理解し、好ましい人間関係を育てる。
- (3) 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- (4) 自分のもっている能力をいっそう伸ばす。

部活動の副顧問として活動する。

- (5) 余暇を善用する習慣を身に付け、生活を豊かにする意欲を培う。
- (6) 常に健康安全に努める態度を養うとともに心身を鍛える。

#### 4 組織

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置く。 部活動顧問会:校長および全顧問(全教員)をもって構成する。
- (2) 部活動顧問会は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について話し合う。
- (3) 部活動外部指導者については、校長が適当と認め、部活動顧問会で承認する。

# 5 設置に関すること

- (1) 部は、指導できる顧問の意思表示があり、活動を希望する生徒がいる場合(団体競技に関しては大会参加可能な人数とする)、その顧問の申し出により、校長が適当と認め、部活動顧問会で審議し設置する。 ただし、希望する部員がおらず部の発足ができなかった場合、その顧問は他の
- (2) 顧問がなんらかの理由でいなくなった場合、現部員については、管理顧問により 引退まで活動を保障するものとする。なお、新入部員の募集を停止する。

# 6 入・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 2、3年生で活動を継続する場合、毎年年度当初に継続届けを提出する。

- (3) 兼部を希望する場合、必ずそれぞれの顧問の許可を得る。
- (4) 顧問は指導困難と思われる生徒に関しては、本人・保護者と話し合いの後に所定 の手続きを取って退部させることができる。

### 7 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として水曜日以外の平日とする。土曜日・日曜日に関しては、原則 1日以上休みとする。祝祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のも と、校長の承認を得て活動することができる。土日の両日活動した場合には、後 日休みを振り替えるものとする。
- (2) 活動時間

16:00~18:00 18:00 最終下校とする。

休業日の活動は、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、 効果的な活動を行う。

- (3) 再登校をするとき、指定された時間以前に登校してはならない。
- (4) 朝練習は不可とする。

### 8 活動に関すること

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれを優先するように計画する。
- (2) 定期考査などのテスト7日前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその前については、その週末に試合等がある場合のみ学校長の承認を得て 1 時間程度活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
- (3) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。 ただし、代理顧問がいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、計画的に活動するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我・病気等が発生した場合には、適切な処置を講ずる。 緊急対応が必要な場合は、校長に申し出て許可をとる。なお、その旨を保護者に 通知する。

## 9 部の運営に関すること

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部の運営費として部費を徴収することができる。
- (3) 部費を徴収する際は、各部ごとに適正に管理・処理すること。
- (4) 徴収をした部費については、校長の承認を得て、所定の手続きを踏み適切に執行する。
- (5) 会計報告を必ず保護者に行う。臨時徴収の場合はその都度同様に行う。

#### 10 部活動保護者会に関すること

- (1) 年度当初に、部活動保護者会を開催する。
- (2) 必要に応じて各部ごとに、校長の承認を得て開催する。

# 11 その他

- (1) 部は学校代表として、校長の認めた対外行事、試合、コンクールなどに参加することができる。
- (2) 対外行事などにかかる費用は、自己負担を原則とする。